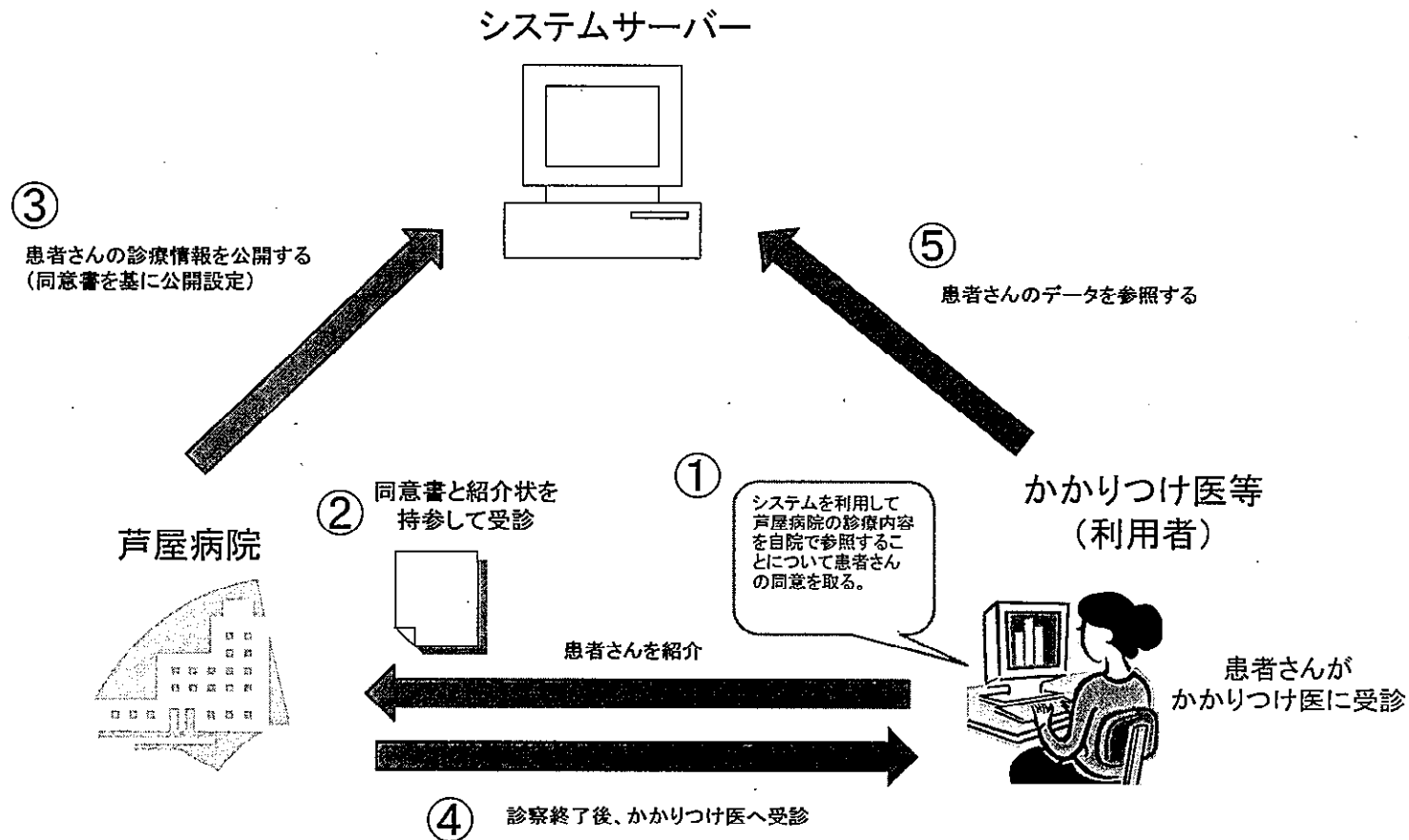


病診連携システム・むこねっとシステムによる連携フロー



- ① 患者さんがかかりつけ医を受診。病院での診療が必要と判断し、「紹介状」を患者さんに渡す。
 自院(かかりつけ医)は病診連携システム(またはむこねっとシステム)に参加していることを説明し、システムを使用して芦屋病院で行なわれた診療内容が自院で即時に閲覧できることを説明し、システムでの診療情報の参照について同意をとる。(患者さんが同意書を記載)
- ② 患者さんが「紹介状」、「同意書」を持参して病院へ受診する。
- ③ 患者さんは病院にて必要な診察・検査を受ける。地域連携室は同意書を確認し、同患者さんの診療内容がかかりつけ医にて閲覧できるようシステム設定を行う。
- ④ 患者さんは診察終了後は、かかりつけ医を受診し、必要があればかかりつけ医にて診療を継続する。
- ⑤ かかりつけ医は病診連携システム(またはむこねっとシステム)に「ID・パスワード」で認証を行い、随時、芦屋病院での診療内容を把握できる。

システム導入による効果・公益上の必要性について

- (1) 開業医等の先生が必要なときにタイムリーに患者情報を閲覧することができるようになり、より質の高い医療サービスを患者さんに提供することができるようになります。⇒地域の医療水準のレベルアップにつながる
- (2) 処方、検査の重複が削除でき、患者の身体的・経済的負担の軽減につながります。⇒医療費の抑制につながる
- (3) 医療の高度化に伴い紹介状だけでは情報の共有が不十分なケースがあるが、システムの利用により容易に詳細な情報を把握することができる。⇒医師の負担軽減につながる。
- (4) 現在の紙媒体による患者情報やCD-Rによる画像データの提供を行うのに要する作業の効率化が図れる。
- (5) 今後の在宅医療の推進、地域包括ケアを実現するためのインフラとしても活用できる。

※公益上の必要性については二重下線で表しています。

なぜ2つのシステムが必要なのか？

病診連携システム・むこねっとシステム利用対象者

	病診連携システム	むこねっとシステム
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・基本市内開業医及び近隣医療機関を対象としており、同システムの利用申込書を提出した医療機関、介護施設のみ利用可能 ・市民は利用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>阪神7市1町(芦屋・西宮・尼崎・伊丹・宝塚・三田・川西・猪名川町)</u>の医師会所属の医療機関のうち、同システムの利用申込書を提出した医療機関のみ利用可能 ・市民、医師会非会員は利用不可
想定される利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市(主に東灘区・灘区)の医療機関 ・阪神7市以外の地域の医療機関(大阪方面等の県外も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に西宮、芦屋のむこねっと参加医療機関(医師会加入医療機関)

当院における地域医療連携をカバーするには両方のシステムが必要になります。